

岩手県監査委員告示第 13 号

包括外部監査人の監査の結果に関する報告の提出の公表（平成 20 年岩手県監査委員告示第 11 号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 21 年 3 月 6 日

岩手県監査委員 中 平 均
岩手県監査委員 工 藤 勝 子
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 外部監査の種類

平成 19 年度に実施した地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び岩手県包括外部監査契約書第 7 条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

港湾整備事業特別会計に係る事務の執行及び事業の管理

3 監査委員告示

平成 20 年 3 月 7 日付け岩手県監査委員告示第 11 号

4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査結果に対する措置について 平成 21 年 2 月 16 日

5 措置結果の内容

指摘事項	措置内容
港湾施設の使用や占用の申請、許可等の業務に関して、「申請」されたものを書類審査のみ行っているのが実状であることから、申請書類等のチェックだけでなく、サブライズとして港湾施設を不意に視察、巡回、検査するなどの手段を講ずる必要がある。	港湾巡回点検実施要領を改正して、使用許可及び占用許可申請内容に係る確認頻度を明確にし、抜き打ち確認及び巡回点検を実施することとした。
①久慈港の-4.5m 2 号岸壁背後の埠頭用地の久慈市営の公害防止施設の周りに使い捨てになったドラム缶等が汚く廃棄、積上げられていた。 これらのゴミを廃棄する行為は、県港湾施設管理条例第 3 条第 2 項、第 3 項に該当する違法行為であり、衛生的に施設を利用させるよう指導、監督を強化すべきである。	巡回点検を徹底し、不法占有者に対する指導監督を強化するため、港湾巡回点検実施要領を改正し、巡回点検結果の報告内容・項目の見直しを行い、四半期毎に報告を求めることとした。 また、港湾業務調整会議を開催し、振興局に対し適正な管理の徹底を図るとともに、内部考査等を通じて、指導監督を強化することとした。
②宮古港出崎埠頭と鉾ヶ崎地区の交点の駐車場として使用させている用地において、廃車が放置されていた。また、壊れた家電品も廃棄され、まさにゴミ捨て場状態になっていた。 これらのゴミを廃棄する行為は、違法行為であり、衛生的に施設を利用させるよう指導、監督を強化すべきである。	なお、①及び②については、所有者に対し直ちに撤去させたところであり、③の船については、使用許可申請の手続きをさせたところであり、小屋については所有者に撤去させたところである。
③宮古港神林地区に漁船が陸揚げされ保管されていたが申請は出されていなかった。神林地区にも作業小屋のような掘っ立て小屋が 1 棟建てられていたが、同じく申請が出されていなかった。 これらは、港湾施設の無断使用に相当するものと考えられることから、厳重に抗議する必要があると共に、港内施設の巡	

回時にチェックし、撤去する必要がある。